

第3号議案

臨時総会の招集及び開催について

(案)

定款の一部変更について審議するため、定款第17条第3項2号に定める臨時総会を、以下のとおり、招集、開催する。

(1) 開催日時

2021年1月28日(木) 午前10時30分開始(受付開始午前10時)

(2) 開催場所

電力広域的運営推進機関 会議室
(東京都江東区豊洲六丁目2番15号)

(3) 目的事項

<決議事項>

第1号議案 定款一部変更の件

(4) 招集通知の発送及びウェブ公表予定日

2021年1月5日 招集ご通知(別紙)

以 上

【添付資料】

別紙：臨時総会招集ご通知

臨時総会
招集ご通知

2021年1月5日

電力広域的運営推進機関

2021年1月5日

会員各位

東京都江東区豊洲六丁目2番15号
電力広域的運営推進機関
理事長 金本良嗣

臨時総会招集ご通知

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本機関の臨時総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

前回・前々回開催の総会におきまして、会員の皆様にご協力いただき、新型コロナウイルス感染リスクを最大限低減した開催を行うことができました。誠にありがとうございました。

今回の開催に際しましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、総会会場に人が集まる形式を避けて開催したく、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

他方、総会は会員の皆様に対して、本機関の活動についてお時間をいただき説明をさせていただく数少ない場でございます。できる限りに会員の皆様のお声をお聞きするべく、具体的には、下記について取り組んでまいります。

- ①新たな取組として、事前に議案及び会員の皆様のご関心が高い事項についての説明動画を配信させていただきます。
- ②本総会はインターネットライブ中継を行います。ご来場いただかなくても傍聴いただけるよう前回・前々回に引き続き対応してまいります。

議決権を保有している会員の皆様におかれましては、別添総会参考書類をご覧いただき、**2021年1月27日（水曜日）17時40分までに、会員情報管理システム（一部の会員におかれては書面）により議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日 時 2021年1月28日（木曜日）午前10時30分
2. 場 所 電力広域的運営推進機関 会議室
（東京都江東区豊洲六丁目2番15号）

会員の皆様の感染リスクを避けるため、特別のご事情がある場合を除きご来場をお控えいただければ幸いです。なお、事前質問の受付・インターネットライブ中継については、本機関ウェブサイト (<https://www.occto.or.jp/>) にてお知らせ申し上げます。

3. 目的事項 議決事項

第1号議案 定款一部変更の件

以上

-
1. 一部の会員におかれましては、議決権行使書（書面）を送付しております。書面による議決権行使と電磁的方法（会員情報管理システム）による議決権行使が重複した場合には、電磁的方法による議決権行使を有効といたします。
 2. 議決権の集約について、定款第24条第5項の定めによりグループ会社間で集約先を変更する場合は、あらかじめ、同条第4項各号に掲げる会員が連名により、集約先の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出してください。
 3. 複数の電気事業ライセンスを保有している会員が、ライセンスごとに議決権の不統一行使を行う際は、2021年1月21日（木曜日）17時40分までに不統一行使を行うこと及びその理由を、本機関までお知らせください。
 4. 総会参考書類に修正が生じた場合は、本機関ウェブサイト (<https://www.occto.or.jp/>) でお知らせいたします。

(別添)

総会参考書類

<議決事項>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の内容

定款の一部について、別紙1のとおり、変更いたしたいと存じます。

2. 変更の理由

役員任期に関する変更を行うためとなります。

定款一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 役員の任期に関する規定の変更

【該当条文：定款第33条（変更）】

- ・役員の任期を、「再任は2回までとする」（最長任期6年）から「10年を超えない範囲で再任されることを妨げない」に変更する旨規定

以上

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前 (変更点の下線)

平成27年4月1日施行
令和2年7月8日変更

定款

電力広域的運営推進機関

変更後 (変更点の下線)

平成27年4月1日施行
令和 年 月 日変更

定款

電力広域的運営推進機関

変更前 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月1日施行
平成28年4月1日変更
平成29年3月31日変更
平成30年4月1日変更
令和元年7月1日変更
令和2年2月1日変更
令和2年5月1日変更

変更後 (変更点の下線)

(変更履歴)

平成27年4月1日施行
平成28年4月1日変更
平成29年3月31日変更
平成30年4月1日変更
令和元年7月1日変更
令和2年2月1日変更
令和2年5月1日変更
令和2年7月8日変更

変更前 (変更点の下線)	変更後 (変更点の下線)
(役員の任期) 第33条 (略) 2 役員の再任は、 <u>2回までとする。</u>	(役員の任期) 第33条 (略) 2 役員は、 <u>10年を超えない範囲で再任されることを妨げない。</u>
(新設)	附則 (令和 年 月 日) (施行期日) 第1条 この定款は、 <u>経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。</u>

